

# 自転車指導啓発重点路線（福山北警察署）

令和4年5月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での並進運転
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 **歩道は、歩行者優先！**  
 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 **ながら運転は危険！**  
 片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 **「止まれ」では確実に一時停止を！**  
 一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



重点路線 **国道486号**

自転車関連事故発生状況（H29～R3合計）

| 区分        | 福山北警察署管内 |    |
|-----------|----------|----|
|           | 重点路線     |    |
| 自転車関連事故件数 | 190      | 10 |

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

重点路線 **県道加茂福山線**

自転車関連事故発生状況（H29～R3合計）

| 区分        | 福山北警察署管内 |   |
|-----------|----------|---|
|           | 重点路線     |   |
| 自転車関連事故件数 | 190      | 2 |

## 【重点路線】 国道486号，県道加茂福山線

- **選定理由**
  - ・ 路線周辺には郊外型商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での**自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い**。
  - ・ 上記2路線は、**小学校等の通学路**となっており、歩道上における自転車と歩行者の交通事故防止を図るため。
  - ・ 自転車利用者が多く通行しており、店補駐車場出入口が多数あることから、事故の発生が懸念される路線のため。